令和８年（フ）第１０６号
山口県山陽小野田市大字小野田472番地１
債務者　大下　文博
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野村　雅之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第７６６号
堺市西区浜寺船尾町西４丁487番地、前住所堺市堺区北清水町３丁３番19号
債務者　中澤　成記
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７６８号
堺市西区浜寺船尾町西４丁487番地、前住所堺市堺区北清水町３丁３番19号
債務者　中澤　由夏
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６４号
北海道室蘭市東町３丁目４番20号
債務者　長尾　春一
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第６８号
北海道伊達市舟岡町139番地24　リッチハイツＡ　201
債務者　松浦あゆみ
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
北海道帯広市西７条北５丁目12番地12　モン・シャトー202号
債務者　高橋　正穂
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７３号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田丙551番地
債務者　小林　香奈
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２７８号
静岡県沼津市西沢田409番地の１　グリーンヒルズ201
債務者　山口　政樹
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２９４号
静岡県沼津市原1547番地の１　ＥＳワカバソウＤ号室、前住所静岡県沼津市植田17番地の１　ヴィラコンテッサ原Ⅱ202
債務者　髙松　智幸
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０２号
静岡県沼津市沼北町二丁目６番４号　沼北町ＡＰ201、前住所静岡県沼津市本田町７番15号　本田町レジデンス401
債務者　藤森　弘美（旧姓横山）
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５５７号
栃木県栃木市国府町755番地
債務者　大関　由香
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６２号
栃木県下都賀郡壬生町幸町四丁目８番19号　臼井アパート202号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町幸町四丁目８番９号　岩崎アパート102号
債務者　羽鳥　政雄
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６４９号
千葉県市川市福栄３丁目12番８号　（福栄ハイム105号）
債務者　山田　一晴
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８３３号
千葉県市川市塩焼４丁目11番９号
債務者　小野田紗織
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８３９号
千葉市緑区おゆみ野３丁目６番地１　牛込ビル505号
債務者　尾高　由政
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９５７号
千葉県船橋市中野木２丁目16番１―203号
債務者　増子　　央
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０８４号
千葉県市川市大和田２丁目15番13―204号
債務者　丸山　勇一
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係